



平成25年11月15日

門真市議会議員

吉水丈晴様

門真市議会議長

平岡久美子



吉水丈晴議員に対する門真市議会議員政治倫理条例

第10条に基づく警告文

吉水丈晴議員に対しては、市から補助金を受けている門真市体育協会の副会長に平成25年8月20日まで就任していたとして、本年4月1日施行の門真市議会議員政治倫理条例に違反するとの門真市議会議員政治倫理審査会の審査結果を受け、9月10日付けで警告文を手交しました。

このような経過の中、9月30日に再び同議員に対する審査請求が提出され、10月28日に開催された同審査会における審査の結果、同議員が門真市ソフトボール連盟の会長に9月23日までの間、就任していたことは、前回の審査結果と同様に同条例第3条第7号「市から活動又は運営に対する補助又は助成を受けている団体の役員に就任しないこと」に違反するとの報告を同審査会会長から受けました。

このことは、前回の警告文をも軽視した看過できない行為であるとともに、二度にわたる議員の条例違反は、市民の本市議会に対する不信感を一層招くものです。

よって吉水丈晴議員に対し、公職者である議員の職責と自らを厳しく律する倫理的責任を再認識され、同条例を厳格に遵守されるよう強く警告します。